

市営駐輪場の利用登録

受け付けは3月18日から市役所で



JR成田駅や京成成田駅周辺にある登録制駐輪場4施設の利用登録受け付けを、3月18日(日)(市民以外は3月26日(月))から開始します。

登録会場			
期日	時間	場所	対象
3月18日(日)	午前9時～正午 午後1時～3時	市役所1階 ロビー	市 民
3月19日(月)～ 3月23日(金) (祝日を除く)	午前9時～正午 午後1時～5時	市役所2階 202会議室	
3月26日(月)～ 4月13日(金) (土・日曜日を除く)	午前9時～正午 午後1時～5時	市役所2階 202会議室	市 民 市民以外の人
4月16日(月)～ (土・日曜日・ 祝日を除く)		市役所4階 交通防犯課	



JR成田駅西口駐輪場

- 日時と場所〓左表のとおり
- 利用車両〓自転車、原動機付自転車(50cc以下)
- 登録に必要なもの
- ①市民は住所が確認できるもの(運転免許証、住所が印字された保険証など)
- ②高校生以下の人は、在籍を確認できるもの(学校が発行する身分証明書、入学前の場合は合格通知書など)
- ③登録手数料(左表)
- ④自転車の車体番号と色を控えたもの
- ⑤原動機付自転車(50cc以下)のナ

登録手数料(年間1台につき)				
種類	市民		市民以外の人	
	一 般	高校生以下	一 般	高校生以下
自転車	3,000円	1,500円	6,000円	3,000円
原動機付 自転車 (50cc以下)	5,000円	2,500円	10,000円	5,000円

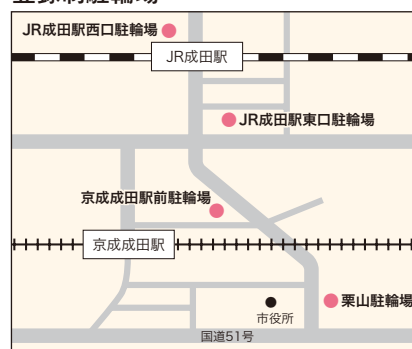
登録手数料の免除〓次に該当する人は登録手数料が免除となりますので、証明できるものをお持ちください

- 生活保護を受けている人
- 心身に障がいのある人
- 母子家庭の母親で、現在18歳未満の子どもの扶養されている人、またはその人に扶養されている18歳未満の人

無くそう！放置自転車「ちよっとだけ」がみんなの迷惑に

放置自転車(原動機付自転車も含む)は、道路などに乗り捨てられている自転車だけではありません。通勤・通学のために、駅前広

登録制駐輪場



◆持参しない場合、当日に登録ステッカーを渡せない場合があります。

場や歩道など駐輪場以外の場所に一日中置きっぱなしになっている自転車も含まれます。

手軽な交通手段として、多くの人に利用されている自転車ですが、駅前広場や歩道に軽い気持ちで置いておくと、高齢者や障がい者の歩行に迷惑を掛けるだけでなく、緊急時には車両の通行の妨げにもなってしまう。

放置自転車を無くすために

市では、JR成田駅・京成成田駅・京成公津の杜駅の3駅周辺を「成田市自転車等の放置防止に関する条例」によって放置禁止区域に指定しています。

放置禁止区域内に置かれた自転車には、警告書などを張り、持ち主に移動するよう通告しますが、それでも放置されたままの場合には、強制的に撤去しています。昨年度には、約800台の自転車を撤去しました。

放置自転車を無くすには、利用者一人ひとりがルールとマナーを守る事が大切です。「時間がないから」「駅から遠いから」といって自転車を放置せずに、必ず駐輪場を利用しましょう。